

農政対策資料
令和元年7月

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|----|-------------------|----|
| I | 答申を踏まえ規制改革実施計画が決定 | 1 |
| II | 日米首脳会談が5月に続き開催 | 15 |

J A 愛 知 中 央 会

今月号のあらまし

I 答申を踏まえ規制改革実施計画が決定

6月21日、骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針2019）・成長戦略2019年（成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画）が閣議決定された。

また、農協改革集中推進期間の終了が明記された規制改革推進会議の答申（前月号参照）を踏まえた規制改革実施計画も閣議決定された。

II 日米首脳会談が5月に続き開催

6月28日、安倍首相はG20大阪サミットのために来日したトランプ大統領と日米首脳会談を開催した。

会談終了後、官房副長官による記者説明において、改めて早期合意に向け閣僚間の協議の加速化が確認されたこと等を明らかにした。

1 答申を踏まえ規制改革実施計画が決定

— 6月21日骨太方針、成長戦略等とともに閣議決定 —

1. 国会の動向

- 6月26日、国会が当初予定通り閉会した。なお、農林水産省関係の4法案はすべて成立した。

【成立した農林水産省関係4法】

・農地中間管理事業法改正法	・農業用ため池管理・保全法
・国有林野管理経営法改正法	・特定農産加工業経営改善措置法改正法

- 同日、臨時閣議が開かれ参議院選挙の日程を7月4日公示、21日投開票とすることが決定された。なお、各党は参院選に向けた公約を発表した。
- 与党の公約には、農協改革に関し「准組合員の事業利用に関する規制のあり方については、農協組合員の判断に基づくものとします」等が盛り込まれた。野党の公約には、戸別所得補償制度や種子法の復活等が盛り込まれた。

2. 政府の動向

(1) 方針等

- 6月7日に、第25回農林水産業・地域の活力創造本部が開催され、農地の集積・集約化、資材価格引下げ等の農林水産業・地域の活力創造プランに基づく主な施策のフォローアップについて報告された。
- 新たな政策課題として、「農業新技術の現場実装推進プログラム」が策定され、輸出の促進や農福連携の取組拡大等の方策が示された。

【農林水産業・地域の活力創造本部で報告された新たな課題（ポイント）】

- | |
|--|
| <p>①農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等の強化
⇒農林水産省に、輸出促進を担う司令塔組織を設置し、国際交渉や国内体制整備を一元的に行う体制を構築。法制度化も含め検討。</p> <p>②農業新技術の現場実装推進プログラム
⇒ICTやロボット、AI等の先端技術を活用したスマート農業の実装を進めるためのプログラムとして、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 営農類型毎に先端技術を導入した農業経営の将来像を示し、・ 新技術の普及までのロードマップを提示し、・ 多様な促進方策をとりまとめている。 <p>③農福連携等推進ビジョン</p> |
|--|

⇒農福連携について、官民を挙げて取り組みを推進するため、官房長官を議長とした農福連携等推進会議において、農福連携等推進ビジョンを策定。

農福連携を推進するための3つのアクションとして、

1. 認知度の向上（農福連携のメリット発信、戦略的プロモーションの展開）
2. 取組の促進（農福連携に取り組む機会の拡大、農福連携に取り組む経営の発展など）
3. 取組の輪の拡大（国民的運動を展開するための基盤の形成など）

④戦略的な知的財産の保護（植物新品種、和牛遺伝資源）

⇒シャインマスカットが外国で無断栽培されるなど、我が国の優良な植物新品種の海外流出が生じているため、海外での新品種登録をすすめるなど、より実効性のある保護方策を検討。

⇒和牛遺伝資源についても、違法に外国に持ち出す事案が発生したため、和牛精液の流通管理の徹底に向けた対応方策等を検討。

- 6月21日、これらの内容を盛り込み、骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針2019）・成長戦略2019年（成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画）が閣議決定された。
- 骨太方針等には、農業関係では、スマート農業のほか、与党や政府でPTを立ち上げて検討してきた輸出促進、優良品種・和牛遺伝資源の海外流出防止、農福連携などが盛り込まれた。（骨太方針の農業関係抜粋は別紙1の通り）
- また、同日、農協改革集中推進期間の終了が明記された規制改革推進会議の答申（6月6日とりまとめ第5次答申・詳細は前月号参照）を踏まえた「規制改革実施計画」も閣議決定された。（農業関係抜粋は別紙2の通り）

(2) 予算編成等

- 来年度の当初予算編成は、例年通りであれば、骨太方針等を踏まえ国会閉会中に各省庁で検討が本格化し、7月末を目途に概算要求基準（シーリング）が閣議了解された後、8月末頃に各省庁からの概算要求が示されるが、本年は消費増税等が予定されており、動向は不透明である。

(略)

② 農林水産業の活性化

農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承し、食料安全保障の確立を図る。

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と自らの努力では解決できない構造的な問題を解決していく⁶²。「農業新技術の現場実装推進プログラム」に基づき、制度的課題への対応も含めた技術実装の推進によるスマート農業の実現等により競争力強化を更に加速させる。農地中間管理機構中心の集積体制を確立しつつ、人・農地プランの実質化等により、農地の集積・集約化を推進する。土地改良事業により農地の大区画化や汎用化・畑地化を進める。中山間地域の収益力を強化する。農協改革を着実に実施するとともに、農業経営体が自らの判断で作物を選択できるよう米政策改革の定着も進める。土づくりに役立つ肥料生産等が進むよう、肥料に関する法制度の見直しを早期に行う。国際水準の有機農業を推進する。

林業・木材産業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムによる経営管理の集積・集約化、国有林の樹木採取権制度による地域の林業経営の育成、路網整備や高性能林業機械の導入等を推進する。セルロースナノファイバーの研究開発、高精度な資源情報を活用した森林管理、自動化機械の開発、ICTによる木材の生産管理などスマート林業等の林業イノベーションを推進する。CLT⁶³を含めた木材の中高層建築物や非住宅等への利用拡大、生産流通構造改革を進め、効率的なサプライチェーンを構築する⁶⁴。

⁵⁷ 税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) を包括した略称。

⁵⁸ 羽田空港約 4 万回・成田空港約 4 万回の首都圏空港の発着容量拡大、那覇空港第二滑走路新設等。

⁵⁹ Integrated Resort の略称：特定複合観光施設。

⁶⁰ 特定複合観光施設区域整備法 (平成 30 年法律第 80 号)。

⁶¹ 「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」 (平成 31 年 4 月 19 日閣議決定) に基づく。

⁶² 「農林水産業・地域の活力創造プラン」 (平成 30 年 11 月 27 日農林水産業・地域の活力創造本部改訂)、「食料・農業・農村基本計画」 (平成 27 年 3 月 31 日閣議決定)、「農業競争力強化プログラム」 (平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定) に基づく。

⁶³ Cross Laminated Timber の略称：直交集成板。ひき板を縦横方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。

⁶⁴ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」 (平成 30 年 11 月 27 日農林水産業・地域の活力創造本部改訂) に基づく。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革⁶⁵を着実に実施する。新たな資源管理システムの実施に向け、資源調査を拡充し、資源管理目標の導入に伴う減船・休漁等の円滑な実施を推進する。資源評価機関の独立性を確保し、最新の科学的知見に基づいた資源管理政策を推進する。養殖等について新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。漁業収入安定対策の機能強化を図る法制化、高性能漁船の導入等による収益性向上、養殖業振興のための総合戦略に基づく取組、漁村の活性化、国境監視機能等の発揮、人材確保・育成の強化等を推進する。「水産業データ連携基盤(仮称)」の構築・稼働、水産バリューチェーンの生産性改善などのスマート水産業を推進する。漁獲証明に係る法制度の整備を行う。漁業取締体制を増強する。

農林水産業の輸出力強化に向け、輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組むための「輸出促進本部(仮称)」を農林水産省に創設する。本部では、輸出先国との協議等を戦略的に進めるための基本的な方針を定めるとともに、工程表⁶⁶の進行管理を行う。また、輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続を進める。事業者等が輸出の支援等を希望する場合の相談窓口を本部に一元化し、関係府省庁が支援や審査等を一体的に行う。国、地方自治体、民間事業者が連携するとともに、民間登録検査機関の仕組みを導入し、証明書発行の迅速化等に対応する体制を整備する。これらの内容を実現するための体制を整備し、新たな法制度について検討し早期に国会に提出する。これらの取組のほか、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の更なる推進や、生産者等への必要な情報の提供、グローバル産地の形成、最適な包材等の規格化・普及、マッチングできる環境の整備、JFOODOによる戦略的マーケティング、インバウンドの取組と連携したプロモーション、知的財産の戦略的活用等に取り組む⁶⁷。特に、米の輸出については、中国向けに追加された精米工場及びびくん蒸施設も最大限活用し、効果的な輸出拡大を支援する。JAS、HACCP、GAPなど規格・認証の活用や国際規格化を推進する。効果的・効率的な輸出拠点整備を進める⁶⁸。さらに、国際収支ベースでの生産者等の稼ぎを拡大できるような取組を検討する。

優良品種の海外流出防止や植物新品種の育成促進のため、品種登録制度の充実に向け検討する。和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護を進めるため、法制上の措置も含め方策を検討する。

農山漁村における高齢者等のスキルを活用する取組等を支援するとともに、地域の課題に取り組む女性農業者の育成等を進める。農福連携を推進し、障害者等の就農・就労

⁶⁵ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年11月27日農林水産業・地域の活力創造本部改訂)に基づく。

⁶⁶ 令和元年6月4日農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議取りまとめ。

⁶⁷ 「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)に基づく。

⁶⁸ 「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づく。

を促進する。有害鳥獣の対策を強化するとともに、安全・安心なジビエの利活用を進める。棚田の保全と棚田地域の振興を図るため総合的な支援策を講ずる。

③ 海外活力の取込みを通じた地域活性化

欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要をより一層地方へ取り込むため、地元産品の輸出を通じた海外販路開拓と、訪日外国人の拡大・地方への誘客によるインバウンド需要獲得の好循環を創出し、「海外から稼ぐ」地域の取組について、地域への対日直接投資の促進も踏まえ、関係府省庁が連携して推進していく。このため、訪日観光・農林水産品輸出・対日直接投資の3分野の一体的な推進⁶⁹に前向きかつ具体的に取り組む地方自治体等への支援を強化するとともに、優良な取組事例の横展開を図る。

具体的には、地方創生担当部局を中心とする関係省庁支援チームによる地方自治体等からの相談窓口を設置し、地方創生推進交付金、地域未来投資促進法⁷⁰に基づく税制措置・補助金、JETROや日本政府観光局による情報提供、リスクマネーの提供などの関連施策を総動員して伴走支援を行う。また、地方自治体等による地方創生の取組における外国人材の知見・ノウハウの活用について検討する。

地域への対日直接投資を、先導的な地方自治体への人的体制の強化、観光・農林水産品輸出等との連携強化といった重点支援や、誘致成功事例の周知等を通じて集中的に促進し、2020年までに対日直接投資残高35兆円の達成を目指す⁷¹。

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

即戦力となる中核人材の確保を地域金融機関・商工会議所をはじめとする経営支援機関等を通じて支援する。若者・女性・高齢者などの潜在的労働力の活用を促進する。既存人材の育成にも取り組む。

Society 5.0を実現し、サプライチェーン全体の最適化を含めて生産性向上を図るため、「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」⁷²等の活用によるITツール導入支援、中小企業の実態に合ったAIツール開発とAI人材育成の一体的推進、中堅・中小企業に対するIoT・ロボットの導入・利用促進支援等を行う。また、地域未来牽引企業等による地域経済を牽引する事業^{けんいん}に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援を重点投入する。

事業承継については、事業承継税制の活用促進を図りつつ、10年程度の集中実施期間で予算、税制などの総合的な支援を強力に進める。特に、第三者承継や経営資源引継ぎ型の創業を後押しするため、M&Aを通じた事業再編やマッチングへの支援を促進する。第二創業・ベンチャー型事業承継への支援を拡充・重点化する。経営者保証の取扱いに

⁶⁹ 例えば、訪日中の多様な旅行体験と「食」を組み合わせ、新たな価値を創出して輸出に繋げる取組や、外国資本を活用し訪日客ニーズや視点を元にしたモノ・サービスの創出をインバウンドに繋げる取組等。

⁷⁰ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）。

⁷¹ 「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（平成31年4月16日対日直接投資推進会議決定）に基づく。

⁷² 中小サービス等事業者のIT化等を通じた生産性向上を3年間の政策集中期間において100万社規模で推進するための関連政策及び民間活動の連携推進体制。

II 分野別実施事項

1. 農林分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

農業の成長産業化に向けて、生産性向上のための先進技術導入や生産資材・設備のコストダウンを図るとともに、新規就農のための環境づくりを行う観点から、(2)ドローンの活用を阻む規制の見直し、(3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し、(4)若者の農業参入等に関する課題について、(5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革、(6)農協改革の着実な推進、(7)肥料取締法に基づく規制の見直し、(8)畜舎に関する規制の見直し、(9)農作物栽培施設に係る立地規制の見直しについて、重点的に取り組む。

(2) ドローンの活用を阻む規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	航空法に基づく規制	<p>a 最新型ドローンについて、農林水産省は現在の「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）を廃止し、新たに農薬の安全使用に関するガイドラインを策定する。国土交通省は、新たに農薬等の空中散布用の航空局標準マニュアルを策定する。</p> <p>b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。</p> <p>c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を行いながら、当面、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 航空安全に係る事項は、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成 27 年 11 月 17 日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。）、又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制する - 農薬安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定する - 都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする <p>d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に 10 時間の飛行経歴要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、十分な自動操縦に係る機能・性能を有する機体を使用し、機種ごとの機能・性能に応じた飛行経路設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経歴要件を不要とする。その際、飛行経歴要件を不要とするためにいかなる講習（座学・操縦練習の実施など）を受ければよいか例示するなどして分かりやすく明ら</p>	<p>a, c: 令和元年 7 月 措置</p> <p>b, d, e: 令和元年度 上期措置</p>	<p>a, c: 農林水産省 国土交通省</p> <p>b, e: 農林水産省</p> <p>d: 国土交通省</p>

		かにするよう審査要領を改正し、航空局ウェブサイトにおいて周知する。 e 農林水産省は、審査要領に基づく代行申請制度を通して最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラー、メーカー等に対し、顧客の代行申請を行うよう促す。これによって、自動操縦機能、カメラ機能等を搭載した機体の申請実績を作る。		
2	農薬取締法に基づく規制	a 農薬取締法（昭和23年法律第82号）上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壌散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。 b 既存の（地上）散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の検査において作物残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることにより、検査コストの大幅な削減を図る。	措置済み	農林水産省
3	電波法に基づく規制	a 総務省は、平成30年度に行った実証試験の結果を踏まえ、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とできるように必要な制度改正を行う。 b 総務省は、実証試験の結果を踏まえ、低空を飛行するドローンの携帯電話の電波利用の簡便性を地上での携帯電話利用に近づけるべく、実用化試験局免許について携帯電話事業者による台数の把握等が行われることを条件に総務省が包括的に免許を発出すること等、ドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築する。 c 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許可までの期間を原則1か月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。 d 携帯電話の電波が農業用ドローンにとって使いやすいものできるように、総務省、農林水産省、関係事業者、農業者等からなる場を立ち上げ、実用局制度の在り方、実用化試験局制度の運用等につき定期的に議論を行う。	a: 令和2年中措置 b, c: 令和元年度中速やかに措置 d: 令和元年中速やかに立ち上げ、以降継続的に措置	a~c: 総務省 d: 総務省 農林水産省
4	農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組	a 次の要素を含む「総合的な農業用ドローン導入計画（仮称）」を農林水産省が中心となって策定する。 - 最新型ドローン導入の目標値 - 導入促進のための地方説明会の開催回数 の目標値	措置済み	農林水産省

	<ul style="list-style-type: none"> - 実質的に「ドローン用農薬」と位置付けられる農薬品目数の目標値 - 農業用ドローンの普及拡大に向けた規制点検や先端技術に関する情報共有の枠組み b 農林水産省は、民間事業者のニーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために、経済産業省の協力も得て官民協議会を立ち上げる。最新型ドローンについて技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会は廃止し、ドローン推進のための地域組織が必要な場合は、官民協議会の下に新組織を立ち上げる。 		
--	--	--	--

(3) 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	<p>a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるもの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速 15km 以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車幅によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確化し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>b 国土交通省及び農林水産省は、車両の安定性から a において時速 15km 以下で走行する必要があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速 15km を超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上公道走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>c 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法（昭和 27 年法律第 180 号）上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること並びに国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。</p> <p>d 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。</p> <p>e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状とし</p>	<p>a:措置済み b～f:令和元年結論、措置 g, h:令和元年結論、結論を得次第、速やかに措置</p>	<p>a～c:農林水産省 国土交通省 d, h:警察庁 農林水産省 国土交通省 e:農林水産省 f, g:警察庁 農林水産省</p>

	<p>て農道管理者の特段の許可を必要とされておらず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。</p> <p>f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講ずる。</p> <p>g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。</p> <p>h aからgの検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大型化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。</p>		
--	---	--	--

(4) 若者の農業参入等に関する課題について

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	若者の農業参入等に関する課題について	<p>a 新規就農者に対する資金支援制度について、その内容を整理する。また、新規就農を目指す者の研修先が民間であるかどうかによってその支援に関し不公平な取扱いを受けることのないよう、必要に応じた見直しを行う。</p> <p>b 農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて検討を行う。</p> <p>c 営農上必要な農業用施設の建設が円滑に行われるよう、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理し、実態を調査した上で、必要に応じ見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>a: 令和元年度検討・結論、令和2年度措置</p> <p>b, c: 令和元年度措置</p>	農林水産省

(5) 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	利用集積・集約化に係る 手続の改善と体制の一体化	<p>a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転貸を一括で策定できる仕組みを設ける。</p> <p>b 農用地利用配分計画案の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。</p> <p>c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。</p> <p>d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。</p>	<p>a, b, c: 措置済み</p> <p>d: 令和元年度措置</p>	農林水産省
8	地域における農業者等による協議の場の実質化	<p>人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現況把握（マップ化）、及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。</p>	令和元年度措置	農林水産省
9	その他の措置	<p>a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。</p> <p>b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有適格法人の役員について、農業への従事日数（150日以上）要件を見直して、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。</p> <p>c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。</p>	令和元年度措置	農林水産省

(6) 農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	農協改革の着実な推進	<p>農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。</p>	令和元年度以降、継続的に措置	農林水産省

(7) 肥料取締法に基づく規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	公定規格	<p>a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。</p> <p>b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大々くり化、簡素化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和 - 副産物肥料について使用できる原料の拡大 - 有害成分の最大量について大々くり化 	<p>a: 令和元年措置</p> <p>b: 令和3年措置</p>	農林水産省
12	肥料の混合	普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壤改良資材の混合を原則認めることとし、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては限定列挙する。	令和元年上期検討開始、令和3年措置	農林水産省
13	保証成分量	<p>a 保証成分量について、諸外国の運用を参考に許容範囲を可能な限り緩和する方向で見直す。</p> <p>b 指定配合肥料については、現行の届出制のもとで保証成分量を計算するに当たり、原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする。</p>	令和2年措置	農林水産省
14	保証票	<p>a 細かく規定されている表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。</p> <p>b 原料の種類を大々くり化し、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。</p> <p>c その他、現在保証票に記載を義務付けられている事項について、農家と肥料メーカーの要望や諸外国との比較を踏まえ、記載の必要性を再検証した上で必要な見直しを行う。</p>	<p>a, c: 令和2年措置</p> <p>b: 令和元年上期検討開始、令和2年上期方向性につき結論、令和3年上期措置</p>	農林水産省
15	登録・届出等の手続とその運用	<p>a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力を不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。</p> <p>b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。</p> <p>c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けることとし、周知する。</p> <p>d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、必要に応じ運用の</p>	<p>a: 令和3年上期措置</p> <p>b: 令和2年上期措置</p> <p>c, d: 令和元年措置</p> <p>e: 令和3年措置</p>	農林水産省

		統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。		
16	法律の題名	法体系の抜本的な見直しに伴い、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の題名についても変更を含め新たな法体系に即した相応しい題名を検討する。	令和 2 年上期措置	農林水産省

(8) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。</p> <p>b a での検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。</p>	<p>a: 令和元年検討開始、令和 2 年上期までに結論</p> <p>b: 令和 3 年上期措置</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>

(9) 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	農作物栽培施設に係る立地規制の見直し	<p>a 商業施設から農作物栽培施設へ用途変更することについて、特定行政庁が「原動機を使用する工場」ではないと判断した事例及び「建築基準法第 48 条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について」（平成 31 年 3 月 28 日国土交通省住宅局市街地建築課長通達）を参考に以下の点を明らかにした技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事務所ビルの一部を農作物栽培施設に用途変更する際、空調設備の騒音値が通常の事務室に設置される空調設備と同程度であり、水循環ポンプが低出力・低騒音であるなど当該用途変更による周辺環境の悪化が懸念されない場合に「原動機を使用する工場」ではないと判断した例を参考にすること。 - 空調設備、灌水設備などの設備の騒音・振動が低く、発生交通量について周辺の交通環境に及ぼす影響が少ないなど周辺環境の悪化が懸念されない場合には、特例許可を発出することができること。 <p>b a の実施に併せて、日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促す。</p> <p>c b の検討の結論について周知するための技術的助言を発出する。</p>	<p>a, b: 令和元年中速やかに措置</p> <p>c: 令和元年中措置</p>	<p>国土交通省</p>

II 日米首脳会談が5月に続き開催

— 早期合意に向け閣僚間の協議の加速化を確認 —

1. 日米首脳会談

- 6月28日、安倍首相はG20大阪サミットのために来日したトランプ大統領と日米首脳会談を開催した。会談は、午前8時30分より約35分間開催され、日米安全保障、北朝鮮問題、貿易交渉などについて幅広い議論が行われた。(外務省による概要は別紙1の通り)
- 会談終了後、会談に同席していた西村康稔官房副長官が記者説明を行い、日米貿易交渉については、改めて早期合意に向け閣僚間の協議の加速化が確認されたことや、トランプ大統領から日米間の貿易収支の現状について言及されたこと等を明らかにした。

2. 閣僚級貿易交渉会合

- 日米首脳会談において閣僚級協議の加速化が確認されたことをふまえ、6月28日午後2時半より、茂木経済再生担当大臣とライトハイザー米通商代表部代表（USTR）による閣僚級貿易協議が大阪で開催された。
- 茂木大臣は会合後の記者会見で、「詰めるべき論点は絞られてきている」、「交渉を前に進めるため、事務方での協議を精力的に進める」などと述べ、実務者協議を中心に交渉を進めていくことを明らかにした。
- 協議の内容については具体的な言及は行われなかったものの、農業分野に関しては、TPP枠を有する品目やセーフガードの扱い等について議論が行われているものと見られている。
- なお、TPP枠はTPP加盟国全体に低関税輸入枠の数量を設けるものであり、ワイド枠とも呼ばれている。バター・脱脂粉乳やチーズの一部など33品目ある。(33品目の内訳は別紙2の通り)
- TPP枠は、本来、米国の協定離脱をふまえて協定見直しが必要な論点であったが、TPP11協定では、米国の離脱に伴う協定内容の見直しは行われなかった。
- その代わりに、米国の復帰の可能性が完全に断たれた段階で協定見直しを行うとされており(第6条)、わが国はTPP枠、牛・豚セーフガードの発動基準見直しの2点について見直しを申し立てる旨を示している。

3. 牛肉の輸入動向等

- TPP11締約国からの牛肉輸入は、4月から発効2年目の税率(26.

6%) が適用されているなか、4月の輸入量が対前年比+16%と増加した反動等により、5月の輸入量は同▲13%となった。

- また、31年1月～5月までの合計輸入量は、輸入量全体で対前年同期比+5%、TPP11締約国からの輸入量で+4%程度の増加となっている。令和元年5月の牛枝肉卸売価格は、黒毛和種・交雑種・乳用種すべてにおいて、概ね対前年同月を上回って推移している。(輸入動向等は別紙3の通り)

アメリカ合衆国

日米首脳会談

令和元年6月28日

ツイート

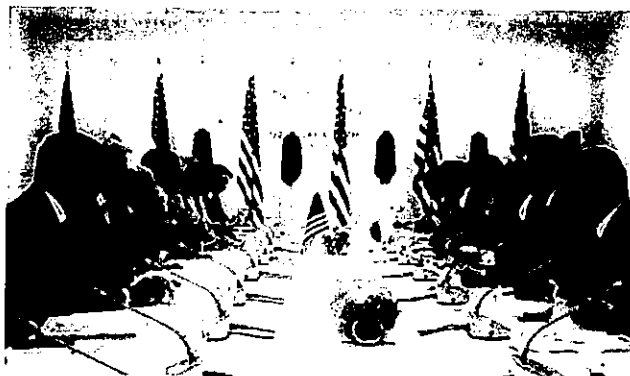
いいね! 4

メール



日米首脳会談
(写真提供：内閣広報室)

日米首脳会談
(写真提供：内閣広報室)



日米首脳会談
(写真提供：内閣広報室)

6月28日、午前8時35分頃から約35分間、安倍晋三内閣総理大臣は、G20大阪サミット出席のため訪日中のドナルド・トランプ米国大統領（The Honorable Donald J. Trump, President of the United States of America）と日米首脳会談を行ったところ、概要は以下のとおりです。

- 1 両首脳は、4月の安倍総理訪米、5月のトランプ大統領夫妻の国賓としての訪日に加え、改めてトランプ大統領が訪日するなど、短期間にこれだけ頻繁に首脳の往来があることは、日米同盟が史上かつてなく強固である証であるとの認識を共有し、揺るぎない日米同盟を今後とも一層強化していくことで一致しました。
- 2 両首脳は、G20大阪サミットにおいて、世界経済の持続的成長などへの貢献に向けた力強いメッセージを発出すべく、日米両首脳間で緊密に連携し、サミットを成功させることで一致しました。
- 3 また、両首脳は、茂木経済再生担当大臣とライトハイザー米国通商代表との間での貿易交渉について、昨年9月の日米共同声明に沿って、日米ウィンウィンとなる形での早期の成果達成に向けて、日米の信頼関係に基づき更に加速させることを確認しました。
安倍総理からは、トランプ大統領に対し、日本企業による米国への投資を通じた米国の雇用と輸出の拡大への貢献等を説明しました。これに対し、トランプ大統領から高い評価が示されました。
- 4 さらに、両首脳は、北朝鮮をめぐる拉致、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。加えて、両首脳は、中東を含む地域情勢に関し意見交換を行い、日米の緊密な連携を確認しました。

〈参考：TPP協定においてTPP枠を有する品目〉

	TPP枠を有する品目 (農産物・加工品)	TPP枠数量
1	大麦 (食糧用)	25,000トン→65,000トン (9年目)
2	ベーカリー製品製造用混合物及び練り生地	6,800トン→8,000トン (6年目) (米国除く)
3	その他小麦粉調製品	15,000トン→22,500トン (6年目)
4	うどん、そうめん及びそば	100トン (即時)
5	小麦粉等の第11類の小麦加工品及び第19類の小麦粉調製品 (国家貿易)	5,000トン→7,500トン (6年目)
6	第19類の小麦の調製品及び第21類の小麦の調製食料品 (国家貿易)	7,500トン→10,000トン (6年目)
7	大麦粉等の第11類の大麦加工品及び第19類のいった大麦調製品 (国家貿易)	300トン→500トン (6年目)
8	第19類の大麦の調製品及び第21類の大麦の調製食料品 (国家貿易)	100トン→115トン (6年目)
9	ココア調製品 (2kg超、板・棒状等)	180トン→360トン (11年目)
10	ココア調製品 (2kg以下)	2,700トン→5,000トン (11年目)
11	コーヒー・茶調製品等	8,600トン→12,000トン (11年目)
12	加糖あん	380トン→800トン (6年目)
13	その他調製品 (しょ糖50%以上等)	1,920トン→3,000トン (11年目)
14	含みつ糖	20トン→25トン (11年目)
15	ココア粉 (加糖)	5,000トン→7,500トン (6年目)
16	ココア調製品 (2kg超、板・棒状等以外)	12,000トン→18,600トン (6年目)
17	乳製品調製品 (乳成分30%未満、しょ糖50%未満等)	2,200トン→2,700トン (11年目)
18	乳製品調製品 (乳成分30%未満、しょ糖50%以上等)	10,500トン→12,300トン (11年目)
19	その他調製品 (ソルビトール最大等)	50トン→75トン (6年目)
20	その他調製品 (しょ糖50%以上、乳脂肪等含有)	5,500トン→8,200トン (6年目)
21	でん粉等	7,500トン (即時)
22	脱脂粉乳	2万659トン (1年目) → 2万4102トン (6年目)
23	バター	3万9341トン (1年目) → 4万5898トン (6年目)
24	全粉乳・バターミルクパウダー	1,500トン(1年目) → 2,250トン (6年目、生乳換算)
25	全粉乳	20,000トン(1年目)→60,000トン (11年目、生乳換算)
26	加糖れん乳	750トン (即時)
27	無糖れん乳	1,500トン (1年目) → 4,750トン (6年目)
28	シュレッドチーズ 原料用フレッシュチーズ	抱き合わせ (国産：輸入=1：3.5)
29	無糖ココア調製品	5,500トン (即時)
30	無糖ココア調製品	4,000トン(1年目)→12,000トン (11年目)
31	低脂肪調製食用脂	1,500トン(1年目)→2,300トン (11年目)
32	キャンデー類、ホワイトチョコレート、砂糖菓子 (ココアを含まないもの)	3,000 t → 6,000 t (11年目)
33	ベーカリー用以外の小麦粉調製品	15,000t→22,500t (6年目)

【牛肉の輸入動向】

	30年12月	31年1月	2月	3月	4月	5月	31年1月～5月計
全世界からの輸入数量	47,612 101%	50,580 142%	40,123 108%	39,299 88%	67,339 108%	48,620 90%	245,961 105%
うちTPP11	28,132 99%	32,975 156%	22,522 101%	22,720 75%	40,263 116%	28,887 87%	147,367 104%
うち米国	19,418 105%	17,531 121%	17,465 119%	16,480 113%	26,959 99%	19,563 90%	97,998 106%
関税率(TPP11)	38.5%	27.5%	"	"	26.6%	"	"
関税率(米国等)	38.5%	"	"	"	"	"	"

※輸入数量下段は対前年同期比。

※29年8月～30年3月にかけて、米国等を対象に、冷凍牛肉に対するセーフガードが発動。

※表中で、豪州産牛肉に対しては、日豪EPAに基づく関税率が適用されている部分も存在。

【参考：30年度の牛肉輸入量とTPP11のセーフガード発動数量】

30年度の牛肉輸入量…TPP11：364千トン、米国：255千トン

TPP11のセーフガード発動数量（令和元年度）：602千トン

農政をめぐる情勢

令和元年7月22日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印

刷

大栄印刷工業株式会社

電話 052 (937) 0180

〈ファクシミリ 052 (937) 0210〉

